

令和7年度 桐生市就学援助制度のご案内

【桐生市教育委員会 学校教育課】

○ 就学援助制度とは

経済的理由によって就学が困難と認められる小・中・義務教育学校の児童生徒の保護者に対して、学校生活に必要な費用の一部を市町村が援助する制度です。

○ 就学援助を申請できる条件について

桐生市内に住所があり、桐生市立の小・中・義務教育学校に在学中または入学予定のお子さまの保護者で、下記のいずれかの基準に該当する方。

認 定 基 準		申請するときに必要な証明書類
1	生活保護が停止または廃止された方	生活保護停止・廃止決定通知書の写し
2	市町村民税が非課税の方	非課税証明書または所得・課税証明書
3	天災等により市町村民税の減免を受けた方	減免通知書の写し
4	天災等により個人の事業税の減免を受けた方	減免通知書の写し
5	天災等により固定資産税の減免を受けた方	減免通知書の写し
6	国民年金保険料の全額免除を受けた方	保険料免除・納付猶予申請承認通知書の写し
7	国民健康保険税の減免又は徴収猶予を受けた方	減免通知書の写し
8	児童扶養手当の支給を受けている方	児童扶養手当証書の写し
9	上記以外で、保護者の職業が不安定なため生活が困難な方	所得・課税証明書または給与所得の源泉徴収票、前年分所得税の確定申告書、経済的状況が把握できる書類など
10	学校徴収金に滞納があり、被服・学用品・通学用品等に不自由していると学校長が認める場合	経済的状況が把握できる書類

(注)・税の申告をしていない方は審査・判定ができませんので、必ず申告を済ませてください。

・世帯を分けていても、生計を共にしている家族がいる場合は同じ世帯とみなしますので、世帯全員分（未就学児及び小・中・義務教育学校の児童生徒は除く）の証明書類をご用意ください。

・学校や地域の民生委員による世帯状況調査には必ず協力してください。

○ 申請について

- ・就学援助を希望される方は、申請書類と証明に必要な書類を添えて、お子さまが通学する学校（小学校・中学校・義務教育学校）へ提出してください。
- ・申請書類は各学校・教育委員会学校教育課にてご用意しております。
- ・兄弟姉妹がいる場合はお子さまごとに申請書の提出が必要です。証明書類は写しでも結構です。
- ・認定期間は1年間ですので、1年ごとに申請を提出していただきます。
- ・入学準備金（新入学学用品費）の入学前支給を受けた方は、入学後1年生の期間は認定が継続します。但し、認定要件が消滅した場合は廃止となります。
- ・新規認定は、2月28日が最終締め切りです。

申請すれば必ず援助が受けられるとは限りません。

世帯の状況を審査のうえ支給の可否を決定しますので、あらかじめ御了承ください。

○ 支給費目及び支給額

費 目	小学校	中学校	備 考
学 用 品 費	11,630 円	22,730 円	年額
通 学 用 品 費	2,270 円	2,270 円	年額（1 年生以外）
新入学学用品費	57,060 円	63,000 円	入学前または1 年生の 4 月中の認定者
校 外 活 動 費	（日帰り） 1,600 円	（日帰り） 2,310 円	校外学校行事参加者の交通費、見学科等 （金額は限度額）
	（宿泊） 3,690 円	（宿泊） 6,210 円	
修 学 旅 行 費	（実 費）	（実 費）	修学旅行参加者の交通費、宿泊料等

費 目	小学校	備 考
給 食 費	（実 費）	就学援助費の認定・支給決定後は、教育委員会から調理場へ支払いま す。 中学校については、給食費無償化のため支給費目となっております。

※ 金額は予定額です。

※ 年度途中から認定・支給となった場合は、年額を月割りした金額を認定月から支給します。

※ 学校徴収金に未納がある場合、就学援助の支給額から充当させていただきます。

○ 学用品費等の支給日について

支給日は事務処理上前後する場合がありますのでご了承ください。

区分	支給時期	費 目
前 期	7 月	学用品費および通学用品費（4～7 月分）、新入学学用品費（※1）
中 期	12 月	学用品費および通学用品費（8～12 月分）、修学旅行費（※2）
後 期	3 月	学用品費および通学用品費（1～3 月分）、校外活動費
入学前支給	3 月	新入学学用品費（※3）

※1 小1・中1 対象（4 月当初に認定を受けた場合）

※2 2 学期に修学旅行が実施される場合は、後期の支給となります。

※3 新小1・新中1 対象（入学前支給の認定を受けた場合）

○ 廃止について

- ・ 桐生市外への転出、保護者の再婚、児童扶養手当の受給資格喪失、経済状況の好転等、認定の理由とな
った証明内容が消滅した場合は就学援助廃止となりますので、お通りの学校もしくは教育委員会学
校教育課へ連絡してください。
- ・ 廃止に伴って返金が発生する場合がありますので、**速やかに連絡をしてください。**

【問い合わせ先】 桐生市教育委員会学校教育課学事係（桐生市教育センター3 階）
電 話：0277-46-6181